

伊丹市交通局電気バス充電設備導入等業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 事業概要

(1) 事業名

伊丹市交通局電気バス充電設備導入等業務

(2) 事業詳細

別紙「伊丹市交通局電気バス充電設備導入等業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり

(3) 事業期間

契約日から令和5年3月31日まで（詳細は、仕様書参照。）

(4) 提案限度額

17,226千円

2. 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる事項を満たすものでなければならない。

- (1) 電気バス用充電器の設置ほか、仕様書に定める事業を一括して受注・実施できる者であること。

なお、本プロポーザルは共同事業体（コンソーシアム）による参加を可能とする。

- (2) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) プロポーザル公告日現在において、国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条各号のいずれかに該当しないこと。なお、プロポーザルに参加しようとする者の使用人が、プロポーザルに参加しようとする者の業務として行った行為は、プロポーザルに参加しようとする者の行為とみなす。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 共同企業体として参加する場合、構成員各々が（2）から（6）の資格を満たすとともに、その構成員が本プロポーザルに参加する単体企業、または他の共同企業体の構成員となっていないこと。

3. 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加を希望する事業者は、以下のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加表明書（様式1又は様式1-2）
- ②会社概要（任意様式）
- ③登記簿謄本
- ④直近決算の財務諸表（任意様式）
- ⑤「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明（証明書様式その3の3）
- ⑥印鑑証明
- ⑦共同企業体協定書の写し（共同企業体による参加の場合のみ）

※1. 共同企業体として参加する場合は、②～⑥について全構成員分を提出すること。

※2. 伊丹市または伊丹市交通局（以下、「交通局」。）の令和3・4・5年度入札参加資格者名簿に登録されている場合、③～⑥は写しでも可。

(2) 提出期限 令和4年4月4日（月）17時まで

(3) 提出方法 郵送又は持参

(4) 提出先 交通局企画営業課営業係

4. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間 令和4年4月6日（水）17時まで

(2) 提出方法 別紙の質問書により、電子メールにて提出すること。

(3) 回答日 令和4年4月8日（金）

(4) 回答方法 参加表明書を提出した者すべてに電子メールで回答する。

5. 提案にあたっての留意事項

(1) 提案に関する費用は、提案者の負担とする。

(2) 提案に関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

(3) 提出された書類については変更できないものとし、採用、不採用に関わらず返却しない。

(4) 提出された書類は、伊丹市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる。

(5) 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。ただし、交通局が審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。

(6) 本要領等に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知する。

(7) 企画提案書に記載された内容は、特に明記が無い場合は、受注後に追加費用を伴

わず実施する意向があるものとする。

6. 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類等

企画提案書等は、以下に示す提案内容を説明する資料を指す。特に指定のない場合は、使用する用紙はA4サイズとする。

※提出部数は、正本を1部、正本を複製した副本を7部提出すること。

提出資料	内容	様式
企画提案書	5ページ「8. 提案書等の評価について(2) 評価基準及び配点②企画提案書に基づく審査」に掲げる評価項目に基づき、記載すること。	任意様式 (下記①参照)
見積価格書	指定の様式を使用すること。 なお、見積価格書の内訳書(自由様式)を添付すること。	様式3 (下記②参照)

①企画提案書について

- ・使用ソフトはWord及びExcelまたはPowerPointとし、原則としてA4判で出力すること。ただし、A3判の折込も可とする。
- ・文字等の色指定はしないこととする。
- ・文字の大きさは10ポイント以上とする。
- ・提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容として、ページ数は50ページ以内とする。
- ・ページ番号を表記すること。
- ・説明は文書をもって行い、図等はその補助として用いること。
- ・仕様書等に定めのない事項で提案があれば、「その他提案」として記載すること。

②見積価格書について(様式3及びその内訳書(自由様式))

- ・提案内容に対する見積書を作成し、追加費用が発生しないように作成すること。
- ・内訳書を必ず添付し、積算根拠を明確にすること。

※本業務のうち、各種データの収集・分析及びエネルギーマネジメントに関する業務については、交通局と電気バス納入事業者及び受注者が協働して取り組む事業として位置付けていることから、事業期間中における当該業務に係る費用は事業費に含めないこと。

なお、提案者の判断により、設備工事費と一体のものとして整理し見積もることは妨げない。

また、令和5年4月以降、当該業務を継続するにあたって費用が必要となる場合には、参考として当該経費を見積価格書に明示すること。

(2) 提出期限等

- ①提出期限 令和4年4月13日(水) 17時まで
- ②提出場所 交通局企画営業課営業係 (伊丹市広畑3丁目1番地)
- ③提出方法 持参によること。

7. プレゼンテーション審査の実施について

- (1) 実施日時 令和4年4月15日(金)
- (2) 実施場所 交通局 2階研修室
- (3) 実施時間 開始時間の詳細については、別途通知する。
※1事業者あたり60分(説明40分、質問20分)とするが、
参加事業者数により変更する場合あり。
- (4) 出席者 6名以内とする。
- (5) 準備品 プロジェクター及びスクリーンは交通局で準備する。
- (6) 実施の順番 提案書の受付順とする。

8. 優先交渉権者の選定方法及び審査基準

(1) 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定は、プロポーザル審査会により行い、下記(2)の評価基準に基づき、客観的に評価し、最も評価点の高い提案者を優先交渉権者として選定する。

なお、複数の提案者が同点で並んだ場合には、以下の要領により順位を決定する。

- 順序1 価格点が高い者
- 順序2 企画提案書評価点が高い者
- 順序3 プレゼンテーション点が高い者

※なお、すべての点が同一点だった場合は、プロポーザル審査会の協議により決定する。

(2) 評価基準及び配点

審査項目ごとに評価点を算出し、その合計点で評価するものとする。

配点基準は、次のとおりとする。

【見積価格】	1,000点
【企画提案書の内容】	630点
【プレゼンテーション】	70点
	満点1,700点

①見積価格の審査【配点1,000点】

最低価格提示者を満点(1,000点)とし、他の提案者の点数は次の算式により算出する。

評価点 = 1,000点 × 最低価格提示者の見積価格 ÷ 見積価格

例) 最低価格提示者の見積価格が1,500万円の場合

A社 の見積価格 1,700万円

点数 = 1,000点 × 1,500万円 ÷ 1,700万円

= 882点 (小数点以下、四捨五入。)

②企画提案書に基づく審査【配点630点】

審査は、各審査委員が評価項目ごとに5段階評価により行い、次の要領で評価点を算定する。

- ・配点に以下の「評価区分別換算値*」を掛けて、各委員の評価結果を点数化し、合算する(100点×7名=700点満点)。
- ・上記の合算点数に係数0.9を掛けたものを評価点数(630点満点)とする。

【評価区分と評価区分別換算値*】

A評価 (要求水準を大きく上回る) =換算値1.0

B評価 (要求水準をやや上回る) =換算値0.8

C評価 (要求水準を満たしている) =換算値0.6

D評価 (要求水準をやや下回る) =換算値0.4

E評価 (要求水準を大きく下回る) =換算値0.2

評価項目	評価内容	配点
I. 基本的事項	1. 会社概要及び本業務への取組方針について	5
	2. 充電設備・高圧受電設備の仕様について	20
	3. 設備工事について	10
	4. データの収集・分析について	10
	5. エネルギーマネジメントについて	15
II. 業務実施体制及びスケジュール	1. 業務の実施体制、手順、スケジュールについて	10
	2. 実証における役割分担、業務範囲について	5
	3. 同種業務(電気バス用充電設備導入及び実証支援等)のこれまでの実績について	5
III. サポート体制	1. 充電設備等のメンテナンス、保守体制等について	5
	2. 関係職員への研修について	5
	3. 国庫補助申請手続きの支援について	5
IV. その他提案事項	1. 仕様書に定めのない事項についての提案	5
合 計		100

③プレゼンテーションの審査【配点70点】

各審査委員が10点満点で採点し、全審査委員の合計点を評価点とする。

(3) プロポーザル審査会

提案者の提案内容等について審査を行うため、プロポーザル審査会を設ける。審査会は、以下の委員で構成する。

区分	職名
委員長	交通局参事
委員長職務代理	交通局企画営業課長
委員	伊丹市都市交通部交通政策室交通政策課長
委員	交通局総務課長
委員	交通局運輸サービス課長
委員	交通局総務課財務係長
委員	交通局運輸サービス課整備係長

(4) 結果通知

審査結果は、提案書等を提出した事業者に令和4年4月18日（月）までに電子メールにより通知する。なお、選定の理由、経過及び結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

9. 日程

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 公示 | 令和4年3月28日（月） |
| (2) 参加表明書提出期限 | 令和4年4月 4日（月） |
| (3) 質問受付締切 | 令和4年4月 6日（水）17時まで |
| (4) 質問回答 | 令和4年4月 8日（金） |
| (5) 企画提案書等受付締切 | 令和4年4月13日（水）17時まで |
| (6) 審査（プレゼン） | 令和4年4月15日（金） |
| (7) 結果通知 | 令和4年4月18日（月）（予定） |
| (8) 契約締結 | 令和4年5月下旬ごろ（詳細未定） |

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。

- (3) 企画提案書等の提出期限後に見積価格書の金額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、前記2の参加資格を満たしていないことが明らかとなったとき。

1 1. 契約

優先交渉権者選定後、交通局が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがある。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

1 2. 担当部署（問い合わせ先）

伊丹市交通局企画営業課営業係

〒664-0014

伊丹市広畑3丁目1番地

TEL 072-781-3753

FAX 072-781-5711

E-Mail kotsu@itamicity-bus.jp

（質問書送信用メールアドレス）